

北陸フェムテックネットワーク 会則

(名称)

第1条 本会は、「北陸フェムテックネットワーク」と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、総合調整機関(事務局)を担う、一般財団法人北陸産業活性化センター(石川県金沢市)内に置く。

(目的)

第3条 本会は、『北陸から日本全国へ、日本全国から北陸へ、フェムテック産業振興と誰もが活躍しやすい社会の構築を目指す』ことをビジョンとし、北陸地域の資源や技術の活用、国内外の先進技術や知見の取り入れ等により、北陸地域を DE&I(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン)のリーディングエリアにするとともに、地域社会のウェルビーイング向上の実現、持続可能な社会とエコシステム構築の推進を目的とする。

(事業内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 女性の活躍推進に向けた課題の収集・把握
- (2) 「産学官医民商」ネットワーク構築およびフェムテック製品・サービス開発と実証の支援
- (3) 災害発生時におけるフェムテックの活用
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名

(役員を選任)

第6条 事務局が役員候補者を選出し、選出された候補者の互選により会長および副会長を選定する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、予め定められた順位によって代行する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、選任後、当該年度末までの1年以内とする。ただし、重任を妨げない。

- 2 任期途中において、会長が辞任した場合は、事務局が後任の会長候補者を選出し、副会長の承認を得て決定する。
- 3 任期途中において、副会長が辞任した場合は、事務局が後任の副会長候補者を選出し、会長および他の副会長の承認を得て決定する。
- 4 補欠として、選任された会長又は副会長の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の報酬)

第9条 役員には、その職務遂行の都度、別に定める「支給基準」により、報酬を支給する。

(総会)

第10条 年一回開催し、構成員に対して、事業報告、事業計画等を報告する。

- 2 議長は、会長が務める。

(会員)

第11条 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを会員とする。

- 2 会員は、国内外の法人ならびに団体および個人とする。
- 3 会員は、第4条に定める事業に参加することができる。
- 4 会員の加入および退会に関する一切の手続きは事務局が行う。
- 5 事務局は、本会則を遵守しない会員および本会の名誉を毀損する会員を退会させることができる。
- 6 会員から会費は徴収しない。

(秘密保持)

第12条 本事業に関わる全ての構成員は、本事業において開示・提供された秘密情報を、開示者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に開示・提供・漏洩してはならない。

- 2 構成員は、退会後もこれを継続するものとする。

(情報漏洩防止)

第13条 構成員は、本活動において、パソコンやUSBメモリ、スマートフォン等の使用に際して、AIの選定やセキュリティソフトの導入等、情報漏洩防止に努めなくてはならない。

(協議)

第14条 本会則に定めのない事項に関する取り決めが必要となった場合や本会則の解釈に疑義が生じた場合、運営委員会において協議を行い、処理解決する。

附 則

この会則は、設立総会の決議のあった日(2025年5月23日)から施行する。

以 上